

昆明－モンリオール 生物多様性世界枠組みについて



(公財) 日本自然保護協会
国際自然保護連合日本委員会
道家哲平

概要

- 第10回締約国会議（COP10@愛知、名古屋）で採択された、「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標」に代わる世界目標として、2019年アジア太平洋地域協議から4年の交渉を経て採択。
- SDGsゴール14・15等のアップデートに等しい枠組み
- 愛知目標達成に向けた進展や、過去10年の実施から得られた課題・経験、最新の科学的知見、国際/国連動向、他条約のノウハウ（特に、気候変動枠組条約・パリ協定）などを基に、196ヶ国の交渉と、COP15議長のリダーシップで集約
- 事前会合では、700以上の非合意要素（ブラケット）。全ての国にとって決して100点満点ではないが、ほぼすべての国が納得・共有する成果
- **100点満点のプランは、各国で作り上げること（生物多様性国家戦略）が重要。**

[参考]これまでの経過

2018.11 COP14から交渉開始。参加型原則、作成プロセス（OEWG設置、地域会合・テーマ別会合・SBSTTA等）

2019.01 地域会合・アジア太平洋WS@名古屋

2019.05 IPBESグローバルアセスメント。科学視点による「生物多様性の評価」

2019.08 第1回OEWG 文章の構成（目次）、ミッションやビジョンなどについて意見交換

2019.09～ 生態復元、海洋沿岸、ランドスケープアプローチ（里山）、先住民地域共同体との対話、コミュニケーション戦略、科学的エビデンス、地域ベース手法 & 保護地域、などテーマ別会合を実施

2019.11 SBSTTA23 ターゲットなどを検討

2020.01 ポスト2020GBF-0.1ドラフト公開

2020.02 第2回OEWG（コロナ近づくローマにて） 0.1ドラフトを基に意見出し⇒コロナにより会合ストップ

2020.08 ポスト2020GBF-0.2ドラフト公開

2020.09 GBO5発表。政策実施視点での「愛知目標最終評価」

2020.09 SBSTTA/SBI 非公式意見交換

2020.09 UN生物多様性サミット

2020.10 IPBESパンデミックと生物多様性ワークショップ報告書

2020.12 SBSTTA ワンヘルス会合

2021.01 ワンプラネットサミット

2021.2-3 SBSTTA24-SBI3 非公式会合

2021.5-6 SBSTTA24-SBI3 オンライン会合の開催と中断

2021.06 IPCC-IPBES共同ワークショップ報告書

2021.07.12 ポスト2020GBF-1stドラフト公開

2021.08 OEWG3rd オンライン会合の開催と中断

2021.09 IUCN-WCC@マルセーユ

2022.03 ジュネーブ会合（OEWG3rd、SBSTTA24、SBI3の合同会合）

2022.06 OEWG-4th ジュネーブ会合成果を元に、ナイロビにて対面会合

2022.09-10 インフォーマルグループ（ポスト2020、DSI、資源動員）

2022.12 OEWG5th & COP15part2での合意



[参考]ポスト2020枠組み作りは、
合意形成でもあり、プロセス（運動）でもあった

- 「参加participatory」
- 「包摂inclusive」
- 「包括comprehensive」
- 「**変革transformative**」
- 「**触発（catalytic）**」 → **例えば、TNFD**
- 「知識ベースknowledge base」
- 「透明性transparent」
- 「**反復性iterative**」
- 「**ジェンダー配慮Gender Responsive**」
- 「**視認性Visible**」
- 「柔軟性Flexibility」



GBFの特徴1

“昆明－モントリオールパッケージ”として採択

- 昆明－モントリオール生物多様性世界枠組み（GBF）
- 指標枠組み
- 報告枠組み（PDCAサイクル）
- 能力養成戦略
- 資源動員－2023年までにGEF 内にGBF基金の設立を決定
- DSI－DSIの利益配分のための多国間メカニズムの設立

精査はこれから

“意欲的な目標を決め、測り方を決め、進捗確認の方法を決め、実施能力の向上方法を決め、資金拡充を一度に決めた”

GBFの構成 (環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定 (枠組みを「採択」する文章)

付属書 昆明ーモントリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則) 、
- D 2030アジェンダとの関係
- E 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール
- H 昆明ーモントリオール世界目標 (全23)
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど

資源動員戦略
資金メカニズム
DSI 解決策
科学技術協力、技術移転
コミュニケーション戦略
他条約との連携/IPBESとの連携
指標枠組み
報告枠組み/多年度計画
自治体行動計画
ジェンダー行動計画

* 協議時間不十分でCOP16にて検討
主流化長期戦略
知識管理

用語集(COP15決定外資料)

昆明－モントリオール生物多様性世界枠組みを縦に貫くロジック

- 2050年の将来像 「人と自然の共生社会」
- 2030年のミッション **生物多様性の損失を止め、回復へ(ネイチャーポジティブ)**
- 2050ゴール 保全＋持続可能な利用＋利益配分＋実施、の4つのゴールで自然共生を具体化

自然への脅威をなくす

T1-3 土地劣化

- T1 土地利用計画
- T2 土地の再生
- T3 保護区の設定

T4 種の絶滅と衝突回避

T5 過剰利用

T6 外来種

T7 汚染

T8 気候変動

自然に根差した社会課題の解決

T9 自然の寄与・供給の確保

T10 生産景観の持続可能性

T11 自然の寄与・調整の改善

T12 都市の緑地/親水エリア

T13 ABSの実施

ツールと解決策の充実

T14-16 主流化

T14 政策における主流化

T15 企業における主流化

T16 人々における主流化

T17 バイオテクノロジー

T18 既存資金の改善

T19 資源動員

T20 能力養成、技術移転

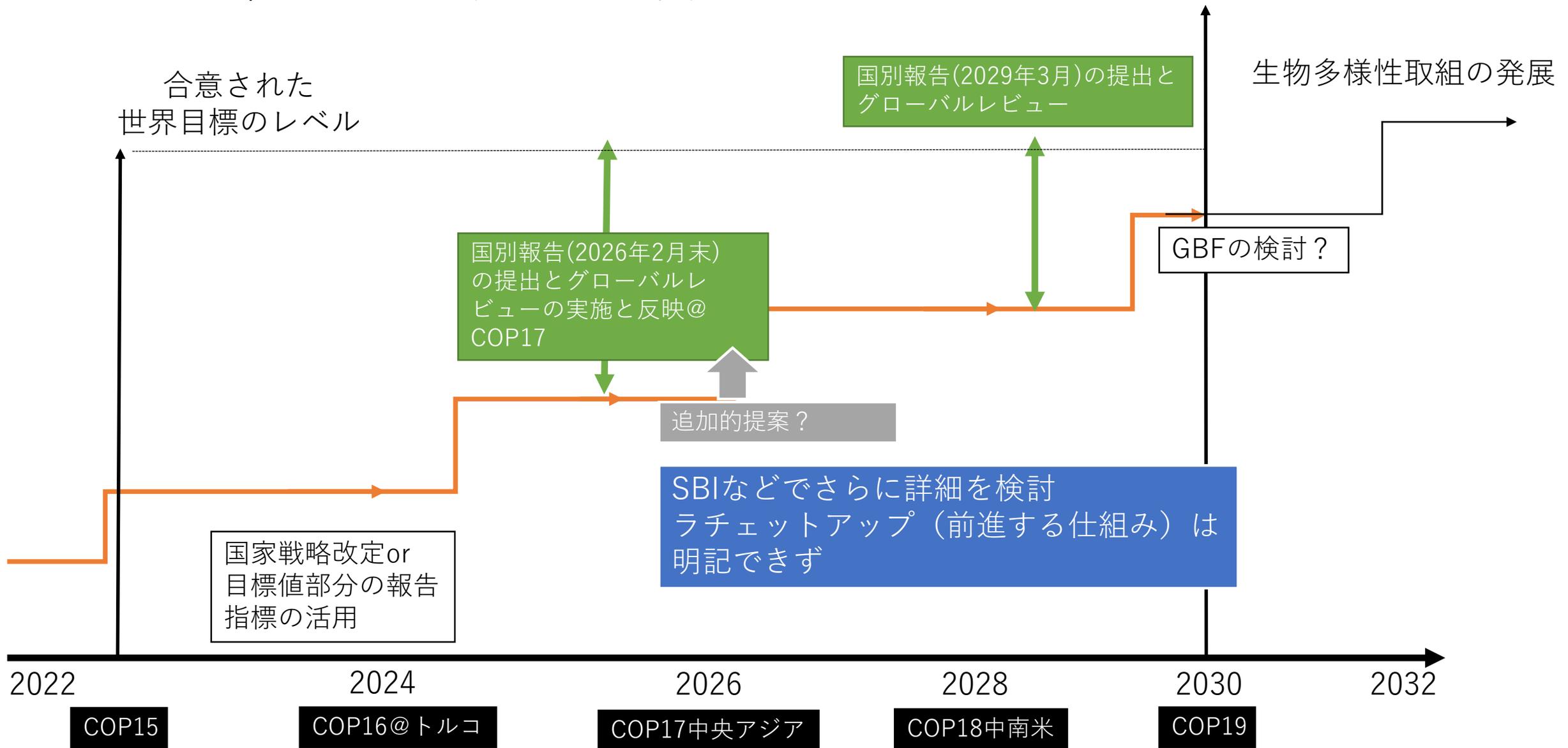
T21 知識の活用

T22 意思決定への参加

T23 ジェンダー公正

2030年までの流れも合意

人と自然の共生に向けた
第3フェーズ
(2030-2040)



GBFの構成 (環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定 (枠組みを「採択」する文章)

付属書 昆明ーモントリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則)
- D 2030アジェンダとの関係
- E 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール
- H 昆明ーモントリオール行動目標 (全23)
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど

人類にとっての生物多様性の重要性や、危機的状況をIPBESのレポートも引用しつつ整理、また、愛知目標からの教訓の重要性、SDGs達成にとっての重要性を鑑み、

この戦略の目的を

1. 条約の3つの目的達成、そのための革新的行動を促し、刺激すること
 2. 実施や実施状況のモニタリングなどの透明性を明らかにすること
 3. 生物多様性条約に限らず、他の条約や協定、枠組みとの連携促進を図ること
- と規定

GBFの構成

(環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定 (枠組みを「採択」する文章)

付属書 昆明－モンテリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則)**
- D 2030アジェンダとの関係
- E 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール
- H 昆明－モンテリオール行動目標 (全23)
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど

配慮や認識すべき事項

1. **先住民及び地域社会の貢献と権利**
2. **様々な価値の体系**
3. **全政府的及び全社会的アプローチ**
4. 各国の状況、優先事項及び能力
5. ターゲットに向けた集団的努力
6. 発展の権利
7. **人権に基づくアプローチ**
8. **ジェンダー**
9. 3つの目的のバランス
10. 国際協定との整合
11. リオ宣言
12. 科学と工夫
13. 生態系アプローチ
14. **世代間衡平**
15. 公式、非公式の教育
16. 資金へのアクセス
17. 協力とシナジー
18. **生物多様性と健康**

GBFの構成 (環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定 (枠組みを「採択」する文章)

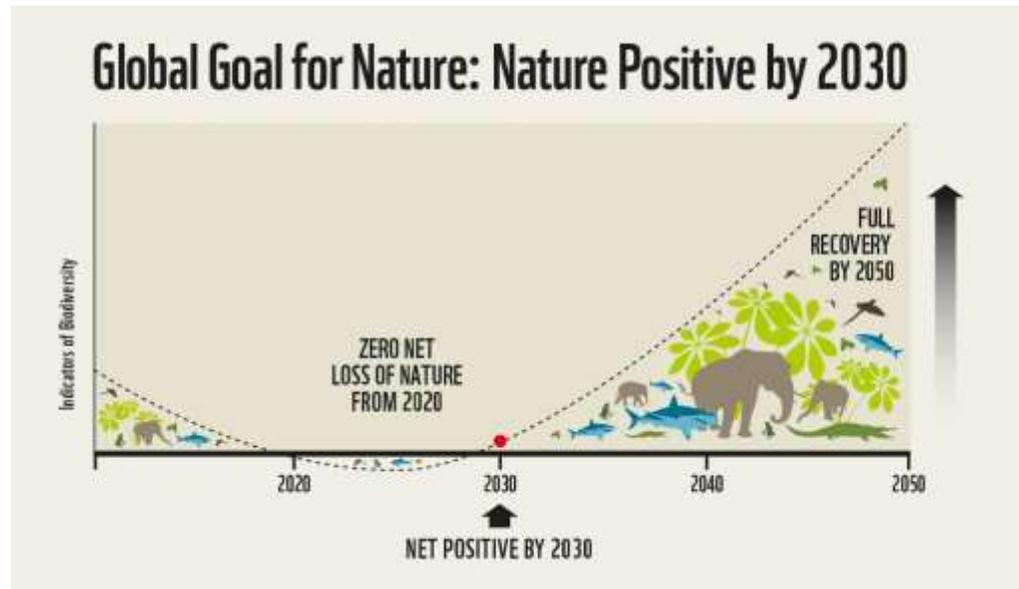
付属書 昆明ーモントリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則)
- D 2030アジェンダとの関係
- F 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール
- H 昆明ーモントリオール行動目標 (全23)
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど



特徴2 ネイチャーポジティブ (Nature Positive)

配慮 (マイナスをゼロに近づける) ではなく、ポジティブ (プラス) へと転換



<https://www.naturepositive.org/>

2030 ミッション 「(略) 人々と地球のために自然を回復の道筋に乗せる (put nature on path to recovery) ために、生物多様性の損失を食い止めるとともに反転させるための緊急の行動をとる」

使う以上に、自然を回復させる

Nature Positive という単語そのものはない

GBFの構成 (環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定 (枠組みを「採択」する文章)

付属書 昆明ーモントリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則)
- D 2030アジェンダとの関係
- E 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール**
- H 昆明ーモントリオール行動目標 (全23)
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど



特徴3 数的に測る

例：2050年ゴールA 2050年の保全の目標像

- すべての生態系の健全性、連結性及びレジリエンスが維持され、強化され、又は回復され、2050年までに自然生態系の面積を大幅に増加させる
- 既知の絶滅危惧種の人によって引き起こされる絶滅が阻止され、2050年までに、すべての種の絶滅率及びリスクが10分の1に削減され、在来の野生種の個体数が健全かつレジリエントな水準まで増加される
- 野生種及び家畜・栽培種の個体群内の遺伝的多様性が維持され、その適応能力が保護される。

Draft Goal/Target ^{←3}	Headline indicator ^{←3}	Component indicator ^{←3}
A ^{←2}	A.1 Red List of Ecosystems ^{←2} A.2 Extent of natural ecosystems ^{←2} A.3 Red List Index ^{←2} A.5 The proportion of populations within species with an effective population size > 500 ^{←2}	Ecosystem Intactness Index ^{←2} Ecosystem Integrity Index ^{←2} Species habitat Index ^{←2} Biodiversity Habitat Index ^{←2} Protected Connected (<u>Protconn</u>) index ^{←2} Parc connectedness ^{←2} EDGE ^{←2} Living Planet Index ^{←2} Change in the extent of water-related ecosystems over time ^{←2}

CBD/COP/15/L26

Monitoring framework for the Kunming-Montreal global biodiversity framework

<https://www.cbd.int/doc/c/179e/aecb/592f67904bf07dca7d0971da/cop-15-l-26-en.pdf>

生態系レッドリスト、自然生態系の面積、レッドリストインデックス、効果的個体群サイズ（500個体以上）を有している種数の割合で測る。（今後の改良プロセスも設定）

GBFの構成 (環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定 (枠組みを「採択」する文章)

付属書 昆明ーモントリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則)
- D 2030アジェンダとの関係
- E 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール
- H 昆明ーモントリオール行動目標 (全23)**
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど



GBFの構成

(環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定（枠組みを「採択」する文章）

付属書 昆明－モンテリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則)
- D 2030アジェンダとの関係
- E 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール
- H 昆明－モンテリオール行動目標（全23）
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど

GBFの実施や、条件整備（Enabling Condition）としての資金アクセスや技術移転の重要性

透明性（実施が目に見える状況を作る重要性）の観点からの生物多様性国家戦略、国別報告やモニタリングの仕組みやその改良についてを記述

また、広報、教育、啓発及び理解向上の視点で、知識理解の向上、啓発の推進、実施やモニタリングへの参加、戦略的コミュニケーション、それを支えるプラットフォーム、教育、イノベーションの重要性などをまとめる

J-GBFが持つモデル性に期待

GBFの構成 (環境省より仮訳 <https://www.env.go.jp/content/000097720.pdf>)

GBFの本体決定 (枠組みを「採択」する文章)

付属書 昆明ーモントリオール生物多様性世界枠組み本文

- A 背景
- B 目的
- C 実施の際の配慮(基本原則)
- D 2030アジェンダとの関係
- E 変化の理論
- F 2050年ビジョン、2030ミッション
- G 2050ゴール
- H 昆明ーモントリオール世界目標 (全23)**
- I 実施手法条件整備
- J 責任と透明性
- K アウトリーチなど



数値要素を持つ目標の増加、一部工程（2025年）も設定するなど愛知目標を発展あるいは新規に設定

自然への脅威をなくす

T1-3 土地劣化

T1 土地利用計画

T2 土地の再生

T3 保護区の設定

T4 種の絶滅と衝突回避

T5 過剰利用

T6 外来種

T7 汚染

T8 気候変動

自然に根差した社会課題の解決

T9 自然の寄与・供給の確保

T10 生産景観の持続可能性

T11 自然の寄与・調整の改善

T12 都市の緑地/親水エリア

T13 ABSの実施

ツールと解決策の充実

T14-16 主流化

T14 政策における主流化

T15 企業における主流化

T16 人々における主流化

T17 バイオテクノロジー

T18 既存資金の改善

T19 資源動員

T20 能力養成、技術移転

T21 知識の活用

T22 意思決定への参加

T23 ジェンダー公正

昆明—モントリオール世界目標 簡易バージョン

自然の危機に 대응するため、、、

- 行動目標1：地球上のすべての地域に生物多様性の配慮を拡げ、重要な自然の損失をゼロに近づける
- 行動目標2：損なわれた自然の30%を回復させる
- 行動目標3：陸・水・海の30%を人と自然の共生する地域として守り、管理する
- 行動目標4：絶滅危惧種を守るための緊急の行動と、人と野生動物の衝突回避を進める
- 行動目標5：生物の捕獲や取引を持続可能にし、違法・過剰な利用をなくす
- 行動目標6：外来種の侵入を突き止め、侵入と定着を半減させる
- 行動目標7：プラスチック汚染減らし、過剰施肥と農薬のリスクを半減させる
- 行動目標8：自然に根差した解決策で気候変動の緩和と適応を推進し、気候変動対策による自然破壊を最小化する

行動目標3 陸・水・海の30%を人と自然の共生する地域として守り、管理する

2030年までに、**陸域、陸水域並びに沿岸域及び海域の少なくとも30%**、とりわけ生物多様性と生態系の機能及びサービスにとって特に**重要な地域**が、**先住民の伝統的領域を認識**しつつ、生態学的に代表的で良く連結され、**衡平に統治された保護地域システム**及びその他の効果的な地域をベースとする保全手段を通じて**効果的に保全及び管理**されることを確実及び可能にするとともに、適用可能な場合には、より広域の陸上景観、海洋景観及び海洋に統合されることを確保及び可能にする。一方で、このような地域において適切な場合には、伝統的領域に関するものを含む先住民及び地域社会の権利を認識及び尊重しつつ、いかなる持続可能な利用は保全の結果と完全に整合させることを確保する。

ポイント

- ・ 保護地域（PA）
- ・ その他の効果的な地域をベースとする手段（OECM）
- ・ 陸と陸水域、沿岸海域**それぞれ30%**
- ・ **少なくとも、30%**
- ・ **重要な地域**を守る
- ・ **効果的に**守り管理
- ・ **先住民地域共同体**の領域の認識と尊重

面積だけでなく、「質」への注目

行動目標7 プラスチック汚染減らし、過剰施肥と農薬のリスクを半減させる

より効率的な栄養素の循環・利用などにより環境中に流出する**過剰な栄養素を少なくとも半減**、科学に基づき、食料安全保障や生活を考慮しつつ、総合防除などにより**農薬及び有害性の高い化学物質によるリスクを全体として少なくとも半減**、プラスチック汚染を防ぎ、削減し、**廃絶に向けて努力する**など、あらゆる汚染源からの汚染のリスクと悪影響を2030年までに、蓄積効果を考慮しつつ、生物多様性、生態系の機能・サービスに有害でない水準まで削減する。

ポイント

- ・ 過剰栄養（化学肥料等）、農薬、プラスチック汚染
- ・ 一部数値目標の設定
- ・ プラスチック汚染防止条約（国際交渉が11月に開始）にも含み

- ・ 合意文書から落ちたが、光害・騒音も入れようとの議論有

昆明—モントリオール世界目標 簡易バージョン

自然に根差した解決により、人々に恩恵をもたらすため、、、

- 行動目標9：自然資源を持続可能に管理し、特に脆弱な人々への自然の恵みを確保する
- 行動目標10：農業、養殖業、水産業、林業地域の長期的な持続可能性と生産性を確保する
- 行動目標11：あらゆる人々に必要な、水・空気・土や自然の調整機能を守る
- 行動目標12：都市の緑地や親水地域を増やし、都市住民の健康と幸福を高める
- 行動目標13：遺伝資源から得られる利益の公正公平な配分のためのあらゆるレベルの施策を展開する

行動目標10 農業、養殖業、水産業、林業地域の長期的な持続可能性と生産性を確保する

農業、養殖、漁業、および林業が営まれている地域が、**持続可能な集約化やアグロエコロジー**及びその他革新的なアプローチなどの生物多様性に配慮した活動の適用の大幅な増加などを含め、特に生物多様性の持続可能な利用を通じて、**持続可能な方法で管理されることを確保し、これらの生産システムの強靱性と長期的な効率性と生産性および食料安全保障に貢献し、生物多様性を保全・回復し、生態系の機能とサービスを含む人々への自然の貢献を維持する。**

ポイント

- ・ 持続可能な集約化とアグロエコロジーという二つのアプローチ
- ・ 生物多様性保全が、生産システムのレジリエンスと長期的な効率性や生産性に寄与
- ・ （愛知目標） 2020年までに、農業、養殖業、林業が行われる地域が、生物多様性の保全を確保するよう持続的に管理される。

昆明—モントリオール世界目標 簡易バージョン ツールや解決策の充実させるため、、、1

- 行動目標14：開発、貧困撲滅、環境アセスなどあらゆる法律・指針に生物多様性の視点を組み込む
- 行動目標15：企業や金融機関の行動や情報開示を支援し、企業リスクを減らし、企業による行動を増やす
- 行動目標16：市民の持続可能な選択を増やし、食料廃棄の半減や廃棄減少を進める法規制、情報提供を進める
- 行動目標17：遺伝子組み換えの適正な管理・利用の能力をすべての国が持つ

行動目標15 企業や金融機関の行動や情報開示を支援し、企業リスクを減らし、企業による行動を増やす

生物多様性への負の影響を徐々に低減し、ビジネス及び金融機関への生物多様性関連リスクを減らすとともに、持続可能な生産様式を確保するための行動を推進するために、ビジネスに対し以下の事項を奨励してできるようにしつつ、特に大企業や多国籍企業、金融機関については確実に行わせるために、法律上、行政上、又は政策上の措置を講じる：

- (a) 生物多様性に係るリスク、生物多様性への依存及び影響を定期的にモニタリングし、評価し、透明性をもって開示すること。すべての大企業並びに多国籍企業、金融機関については、**業務、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオにわたって実施することを要件とする**
- (b) 持続可能な消費様式を推進するために**消費者に必要な情報を提供すること**
- (c) 該当する場合は、アクセスと利益配分の規則や措置の遵守状況について報告すること。

ポイント

- ・ 企業による生物多様性への影響低減
- ・ 企業に降りかかる生物多様性リスクを低減
- ・ 特に、大企業、多国籍企業、金融機関
- ・ リスクや依存、影響のモニタリングや開示
- ・ 業務、サプライチェーン、バリューチェーン、ポートフォリオにわたって実施
- ・ 消費者への情報提供

交渉時点では、これを「**義務的 (Mandatory)** 要件とする」という企業からのロビーイングが活発
行動目標14の交渉では、農業、林業、漁業、養殖業、金融、観光、健康、製造、インフラ、エネルギー、鉱工業、深海掘削が、特出されるセクターとして候補に挙がっていた

昆明—モントリオール世界目標 簡易バージョン ツールや解決策の充実させるため、、、2

- 行動目標18：25年までに調査し、30年までに5000億円ドル以上の負の補助金をなくす
- 行動目標19：あらゆる資源を集めて、毎年2000億ドル以上の実施資金を生み出す
- 行動目標20：実施のための能力向上、技術提供、科学技術の推進と活用をはかる
- 行動目標21：効果的な管理や運営と参加のための最新の知識・情報を届ける
- 行動目標22：情報、政策決定の参加、司法へのアクセスの機会を、先住民、女性、ユースに確保する
- 行動目標23：行動目標達成のための意思決定や行動が、ジェンダー平等の中で実現する

行動目標18 25年までに調査し、30年までに5000億円ドル以上の負の補助金をなくす

補助金を含む生物多様性に有害なインセンティブを**2025年までに特定**し、公正、公平、効果的な方法により、廃止、段階的廃止または改革を行う。もっとも有害なインセンティブから開始し、2030年までに少なくとも年間5,000億ドルを大幅にかつ漸進的に削減し、生物多様性の保全と持続可能なために有益なインセンティブを拡大する。



ポイント

- ・生物多様性へのマイナスを廃止（あるいはプラスに改革）
- ・最も有害なものから開始
- ・年間5000億ドルを削減し、有益なインセンティブを拡大。有益なインセンティブの数値目標は入っていない
- ・数値の根拠となったと思われる報告書(*)では、農林水産業・沿岸都市インフラ整備保護地域拡張・外来種対策などに資金ギャップが大きいとの指摘

行動目標19 あらゆる資源を集めて、毎年2000億ドル以上の実施資金を生み出す

生物多様性国家戦略及び行動計画を実施するために、条約第20条に従い、効果的、適時かつ容易にアクセスできる方法で、国内、国際、公共及び民間の資源を含む、あらゆる供給源からの資金の水準を実質的かつ段階的に引き上げ、2030年までに以下の行動などによって少なくとも年間2,000億米ドルを動員する：

(a) 政府開発援助を含む、先進国からの、及び先進国締約国の義務を自発的に引き受ける国からの、途上国、特に後発開発途上国と小島嶼開発途上国、並びに経済移行国への生物多様性関連の国際的な資金、2025年までに少なくとも年間200億米ドル、2030年までに少なくとも年間300億米ドルまで増加させること；

(b) 各国のニーズ、優先事項及び状況にしたがい、自国の生物多様性資金計画又は類似の文書の作成と実施によって促進される、国内資源の動員を大幅に増加させること；

(c) 民間資金をレバレッジすること、ブレンドファイナンスを推進すること、新規及び追加的な資源の調達のための戦略を実施すること、そして民間セクターに対して、インパクトファンド及びその他手段などを通じて、生物多様性に投資するよう奨励すること；

(d) 生態系サービスに対する支払い、グリーンボンド、生物多様性オフセット及びクレジット、利益分配メカニズムなどの革新的なスキームを刺激すること。；

(e) 生物多様性及び気候危機を対象とする金融のコベネフィット及びシナジーを最適化すること

(f) 先住民及び地域社会等による集団行動、母なる大地を中心とした行動6、及び生物多様性の保全を目的としたコミュニティ主体の自然資源管理や市民社会の協力と連帯といった市場に基づかないアプローチの役割を強化すること

(g) 資源の提供と利用における有効性、効率性及び透明性を高めること；

ポイント

- ・ 2030年までに2000億ドルの動員
- ・ 先進国から途上国への資金を、2025年までに年200億ドル、2030年までに300億ドル
- ・ 国内資源動員増
- ・ 民間資金の呼び込みや投資奨励
- ・ 革新的スキーム（グリーンボンド、生物多様性オフセット/クレジット）
- ・ 気候資金とのシナジーやコベネ
- ・ 市民協力などの非資金的資源動員
- ・ 透明性、有効性、効率性の向上

行動目標22：情報、政策決定の参加、司法へのアクセスの機会を、先住民、女性、ユースに確保する

- 先住民及び地域社会の文化及び土地、領域、資源、及び伝統的知識に対する権利を尊重した上で、先住民及び地域社会、並びに女性及び女兒、子供及び青年、障害者による、生物多様性に関連する意思決定への完全で、衡平で、包摂的で、効果的かつジェンダーに配慮した代表と参加、及び司法及び生物関連情報へのアクセスを確保するとともに、環境人権擁護者の完全な保護を確保する。

行動目標23：行動目標達成のための意思決定や行動が、ジェンダー平等の中で実現する

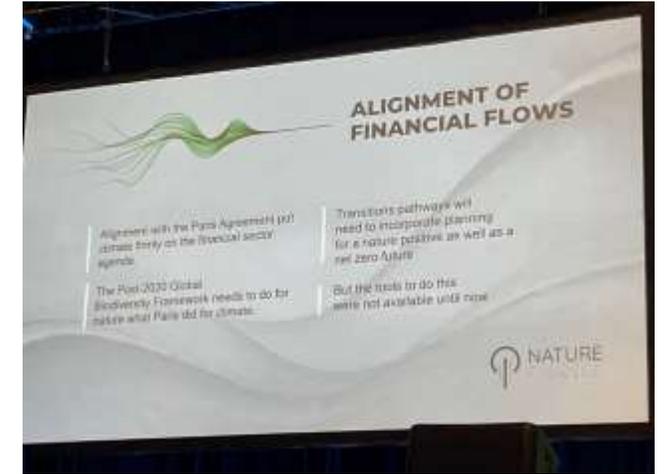
- 女性及び女兒の土地と自然資源に対する平等な権利とアクセスと、あらゆるレベルでの生物多様性に関連する行動、参画、政策及び意思決定における女性及び女兒による完全で、衡平で、有意義で、十分な情報提供の下での参加とリーダーシップ等を認めることによって、すべての女性及び女兒が条約の3つの目的に貢献するための公平な機会と能力をもてるようなジェンダーに配慮したアプローチを通じてこの枠組の実施におけるジェンダー公平性を確保する。

昆明一モニトリオールGBFを補完する実施戦略

- 能力養成戦略
- コミュニケーション戦略
- ジェンダー行動計画
- 資源動員戦略
- 自治体行動計画
- 土壌生物多様性国際イニシアティブ
- 自然と文化の共同事業

今後の検討作業（協議時間足りず先送り）

- 非国家主体による貢献（Non-state Actor Contribution）の扱い
- 伝統的知識の保護に関する8(j)行動計画（を今後作ることを決めた）
- 外来種
- 気候変動と生物多様性
- 主流化長期戦略
- 知識管理
- 健康と生物多様性



Key Message

- “意欲的な目標を決め、測り方を決め、進捗確認の方法を決め、実施能力の向上方法を決め、資金拡充の方法を同時に決めた”
 - 人と自然のための、意欲的な23のターゲット。
 - 環境正義（先住民、ジェンダー、ユース参画）の充実
 - Whole Society Approach、Nature-based Solutionsなどの重要概念の位置づけ
 - 一部目標の後退や停滞（持続可能な消費、農業、ABS、遺伝子組み換え）
 - 資源動員は、仕組みばかりで、資金へのコミットメントの議論がなかった
-
- 日本を含めて各国の生物多様性国家戦略の精査と実施が重要
 - アジェンダ設定は解決の一步。次は実施！！